

**運輸安全委員会が述べた意見** 「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」（平成30年2月22日）

水産庁長官は、遊漁船及び瀬渡船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言し、これらを確実に実施させるための手段を検討すべき。

- (1) 業務規程を遵守のうえ、岩場の定期的な巡回の実施
- (2) 利用者への使用環境に応じた救命胴衣の着用・適切な使用の促進、落水時の速やかな救助
- (3) 利用者への救命浮環の保管場所及び使用方法の周知
- (4) 落水者の引揚げを補助できるはしご等の船内配備
- (5) 落水者の発生を想定した定期的な訓練の実施

**水産庁が講じた施策**

## ◎ 遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正（平成30年10月22日）

赤字：追記条項 青字：既存条項

遊漁船業者等が講ずべき措置	対応する業務規程例の条項等
(1) 岩場の定期的な巡回	別表9（安全の確保のため遵守すべき事項） <u>利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。</u>
(2) 使用環境に応じた救命胴衣の着用・使用促進	別表8（安全の確保のため周知すべき内容） <u>乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること</u>
(3) 救命浮環の保管場所等	別表8 救命胴衣 <u>及び救命浮環</u> の保管場所 <u>及び使用方法</u>
(4) はしご等の船内配備	第7条（略） <u>2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。</u> 別表8 <u>落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法</u>
(5) 定期的な訓練の実施	第9条（略） <u>3 事業者は、自ら及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。</u>

## ◎ 都道府県知事に宛て助言

- ・ 管下の遊漁船業者等に対し、業務規程例の改正内容の周知徹底、業務規程の速やかな変更を指導すること

## ◎ 業務主任者講習の実施者に対し要請

- ・ 講習において、業務規程例の改正内容を踏まえた事故防止対策の指導を行うこと